

東京都準学校法人設立認可取扱内規

56 総学二第242号

昭和56年9月24日

最終改正 27 生私行第3523号

平成28年3月30日

(趣 旨)

第1 専修学校及び各種学校を設置することを目的とする学校法人（以下「準学校法人」という。）の設立認可の取扱いについては、法令等に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(基準等の適用)

第2 準学校法人が設置する専修学校及び各種学校の施設及び設備は、次の省令等（以下「基準等」という。）に適合していなければならない。

- (1) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）
- (2) 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）
- (3) 東京都私立専修学校設置認可取扱内規（昭和50年総学二第871号総務局長決定）
- (4) 東京都私立専修学校設置認可取扱要領（平成元年総学二第138号総務局長決定）
- (5) 私立各種学校規程施行内規（昭和34年総私二発第2号総務局長決定）
- (6) 準学校法人設立認可基準（昭和36年総私二発第41号総務局長決定）
- (7) 外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可等取扱内規（平成27年生私行第3126号生活文化局長決定）

(基本財産)

第3 準学校法人は、基本財産として、基準等に定める施設及び設備を所有し、又はこれらの取得に要する資金を保有していなければならない。ただし、次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。

(1) 校 地

- ア 借用部分が校地面積の2分の1以下で、所有することが困難な場合
- イ 借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合
- ウ 借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、準学校法人への寄付又は譲渡が困難な場合
- エ ア～ウまでの規定にかかわらず、特別な事情がある場合

(2) 校 舎

- ア 当該準学校法人の校舎が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産のため、所有することが困難な場合
- イ 上記の規定にかかわらず、特別な事情がある場合

2 前項第1号ア、ウ、エ及び第2号イの場合においては、20年以上の地上権又は賃借

権を設定し、登記することを要する。この場合、登記できない特別の事由がある場合には、公正証書を作成するものとする。

- 3 第1項第1号イ及び第2号アの場合においては、準学校法人が長期にわたり、安定して使用できる条件を具備していなければならない。この場合、20年以上の安定的な使用を確保できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

(運用財産)

第4 準学校法人の運用財産は、確実な収入源によるものとし、運用財産のうち現金又は預金は、年間経常的経費の4分の1以上を保有していなければならない。

- 2 1の規定にかかわらず、第3第1項第1号エ及び第2号イにより校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有すること。

- (1) 校地及び校舎を借用する場合
年間経常的経費の修業年限以上
- (2) 校地又は校舎を借用する場合
開設年度の経常的経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料

(負債等)

第5 準学校法人の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、公益財団法人東京都私学財団及び確実な金融機関が行う貸付け又は融資に限るものとする。

- 2 前項の負債は、準学校法人が設置する専修学校又は各種学校の校地取得費又は校舎建築費の2分の1以内で、かつ、次に該当するものとする。

- (1) 適正な返還計画があり、かつ、実行可能であること。
- (2) 負債額が準学校法人の総資産の30パーセント以内であること。
- (3) 各年の返還額が年間の事業活動収入の10パーセント以内であること。

- 3 専修学校又は各種学校の設置認可後、3年以上良好な状態で経営した設置者が、準学校法人に設置者変更する場合の債務の承継については、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 当該債務が当該学校の施設、設備の充実のために要したことが明確で、適正な返還計画があり、かつ、実行可能であって、当事者間で合意されていること。
- (2) 承継する債務の総額が準学校法人の総資産の30パーセント以内であること。
- (3) 承継する債務の各年の返還額が年間の事業活動収入の10パーセント以内であること。

- 4 前2項の負債に関しては、東京都準学校法人設立基準第2の基本財産の規定にかかわらず抵当権の設定をすることができる。

(役員)

第6 準学校法人の役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者をもって充てることなく、広く教育に関し識見を有する者の中から選任するようにならなければならない。

- 2 公益法人が準学校法人を設立する場合には、寄附行為でその公益法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができる。

(名称)

第7 準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、東京都内の既設の準学校法人名と同一又は紛らわしい名称であってはならない。

(準 用)

第8 第3及び第5の規定は、準学校法人又は専修学校若しくは各種学校を設置している学校法人が、新たに専修学校又は各種学校を設置する場合に準用する。

(その他)

第9 外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校を設置する場合にあつては、第3及び第4については適用しない。

附 則

この内規は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成元年5月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年4月23日から施行する。

附 則（20生文私行第2721号）

この内規は、平成20年11月14日から施行する。

附 則（24生私行第3453号）

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（27生私行第3126号）

この内規は、平成28年1月25日から施行する。

附 則（27生私行第3523号）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。